

札幌航空交通管制部の存続を求める意見書

本道は、日本の国土の約 22%を占める広大な面積に、540 万人が居住していることから、道内の都市間の移動に要する時間が長くなり、異動時間が道民の負担となっています。

このような地理的な事情により、道央圏以外に居住している道民にとって、航空機利用による時間短縮効果は相当大きいものがあり、道内における航空ネットワークを将来的に持続していくことは、観光客のみならず、道民にとっても重要な課題であり、今後、地域活性化の観点から、さらにその役割は重要度を増していくものと考えます。

札幌航空交通管制部は、道内航空ネットワーク内を運航する航空機の安全確保のため、北海道内の航空管制のみならず、北東北地方をも含めた全 15 空港から離発着する航空機に対し、航空管制業務を実施しており、全国の 4 カ所に設置されている航空管制業務の拠点官署の一つでもあります。

しかし、国土交通省はこの重要な機関を、道内に代替機関を残すことなく廃止に向けて検討しており、このことは、大規模災害時等の危機管理や機能分散によるバックアップ体制の構築の観点から、本道の航空機の安全運航にとって、決してプラスとならないものと考えます。

よって、国においては、道民の安全・安心な航空交通を確保するために、本道での航空行政の枠組みを堅持し、札幌航空交通管制部の存続・充実を図ることを強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 9 月 27 日

北海道名寄市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣

} 宛